新型コロナウイルス感染対策図書館利用ガイドライン

令和３年２月９日（改正）
河津町教育委員会

令和３年２月 15 日より図書館を開館するにあたり以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

１　利用の条件

施設利用者は、静岡県内に住所を有する者とする。

２　利用者が遵守すべき事項

１）以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
ア　体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
イ　同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
ウ　過去 14 日以内に県境をまたいでの移動をした場合
２）マスクを着用すること
３）入館時には手指消毒を実施すること
４）他の利用者との距離（できるだけ１ｍ）を確保すること

３　利用内容

入館時は利用記録書に記入し、カウンターへ提出すること

４　利用記録書について

利用記録書は、図書館利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、感染拡大防止のために活用するものです。河津町個人情報保護条例に基づき個人情報の適正管理を行います。

利 用 記 録 書

図書館に用意してあります

令和　年　月　日

① 町内在住者　　②静岡県内在住者　　③その他

２週間以内に県境をまたいでの移動をしましたか？
はい　　いいえ

＊２週間以内に県外へ行かれた方、または県外から来られた方は利用をご遠慮ください。

フ リ ガ ナ	
名　　前	
電 話 番 号	
入 館 時 間	時　　分
退 館 時 間	時　　分